

金井土地改良区定款

第 1 章 総 則

(目 的)
第 1 条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び、開発を図りもって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に、資することを目的とする。

(名称及び認可番号)
第 2 条 この土地改良区は、金井土地改良区という。
この土地改良区の認可番号は、新潟県第 3 6 7 号である。

(地 区)
第 3 条 この土地改良区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市町村名	大 字 名	地 域
佐 渡 市	平清水・泉・中興・千種・金井新保・貝塚・金丸・新穂皆川・大和	一部の田・畑

(事 業)
第 4 条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行なう。

- (1) 地区全域にわたるかんがい排水施設並びに農道の維持管理
 - (2) 地区内施設の災害による応急工事
 - (3) 新貝地区経営体育成基盤整備事業
 - (4) 大和田地区経営体育成基盤整備事業
 - (5) 千種沖地区経営体育成基盤整備事業
 - (6) 農業経営高度化支援事業
 - (7) 尾嵩郷内地区県営農用地保全施設整備事業
 - (8) 仲之入地区県営農用地保全施設整備事業
 - (9) 土地改良区事業推進事業
2. この土地改良区は、県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託又は譲与される場合は、これを受託し又は譲り受ける。
 3. この土地改良区は、基盤整備事業に係る換地業務について、県、市又は新潟県土地改良事業団体連合会等から業務委託があった場合は、これを受託することができる。
 4. 国営佐渡土地改良事業及び県営佐渡地区総合土地改良事業並びに国営受益地の関連県営若しくは団体営土地改良事業によって造成された農業用水施設の維持管理を行うため、土地改良区連合に所属する。
 5. この土地改良区は、国営佐渡土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合はこれを受託する。
 6. この土地改良区は、県営佐渡地区総合土地改良事業及び関連県営若しくは団体営土地改良事業によって造成された施設を譲与される場合はこれを譲り受ける。
 7. この土地改良区は、第 1 項第 1 号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で中山間地域等直接支払制度の事業を実施することができる。
 8. この土地改良区は、農地中間管理機構の業務を委託される場合は、これを受託することができる。

9. この土地改良区は、その事業を害さない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は新潟県佐渡市千種246番地1に置く。

(公告の方法)

- 第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区に属する佐渡市の事務所の掲示場に掲示してこれをする。
2. 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し、又は市内発刊の新聞に掲載するものとする。

第 2 章 会 議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は、41人とする。

(総代の選挙)

- 第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。
2. この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

- 第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。
2. 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面による議決)

- 第14条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面により議決権を行うことができる。
2. 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出しなければならない。

(議決方法の特例等)

第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第16条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないためにさらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方

法に限り総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第17条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第 3 章 役 員

(役員の数)

第18条 この土地改良区の役員定数は理事10人、監事3人とする。
2. 前項の理事定数のうち、6人は、組合員であって耕作又は養畜の業務を営む者(組合員である法人の業務を執行する役員を含む。)とする。
3. 第1項の監事定数のうち、1人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第19条 役員は、総代会の議決によって選任する。
2. この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長)

第20条 理事は、理事長1人を互選するものとする。

第21条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。
2. 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い理事長に事故があるときは、その職務を代理し理事長が欠員のときはその職務を行なう。

(事務の決定)

第22条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。
ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第23条 監事は少なくとも、毎年度2回この土地改良区の仕事及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。
2. 監査についての細則は、監事がこれを作成し総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第24条 役員任期は4年とし、就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び法第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消しによる選任並びに補欠選任によって選任される役員任期は、退任した役員残任期間とする。
2. 前項のただし書規定する選任が役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第25条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又は、その所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。ただし、組合員である役員が、農業者年金基金(昭和45年法律第78号)第42条第1項に規定する経営移譲をしたことによりその被選任権を失ったときは、その任期の残任期間において組合員でない役員となることができる。

第 4 章 経 費 の 分 担

(経費の分担基準)

第26条 第4条第1項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより当該事業の施行に係る土地につき、次に掲げる基準により賦課する。ただし、畑についても、田と同様の標準による。
(1) 第4条第1項第1号の事業に要する経費は各地区毎の事業の施行に係る土地につき別表1に掲げる基準により賦課する。
(2) 第4条第1項第2号の事業に要する経費は当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。
(3) 第4条第1項第3号から第6号までの事業に要する経費は、当該事業の施行に係る土地につき地積割で賦課する。ただし、換地処分公告があった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付地積割で賦課する。

2. 地区内の土地改良事業施行のための調査（県営を含む）に要する経費に充てるための賦課金は予算の定めるところにより、当該調査地区の土地につき地積割に賦課する。
3. 県営土地改良事業に係る分担金以外に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより当該事業施行に係る土地につき地積割に賦課する。
4. 前3項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。
5. 第4条第4項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより当該事業の施工に係る土地につき地積割に賦課する。

（分担金）

- 第27条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営土地改良事業の分担金を負担する。
2. 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき別表2に掲げる基準により地積割に賦課する。

（賦課徴収の方法）

- 第28条 前2条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は総代会で定める。

（夫役履行）

- 第29条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い本人自らこれにあたり又は代人をもってこれを履行することができる。
2. 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

（特別徴収金）

- 第30条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

- 第31条 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき新貝地区経営体育成基盤整備事業、大和田地区経営体育成基盤整備事業及び千種沖地区経営体育成基盤整備事業に係る特別徴収金を負担する。
2. 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

（督促）

- 第32条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

（過怠金）

- 第33条 第26条、第27条、第30条又は第31条の規定により、賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し又は、定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じ、滞納額につき年14.6%の割合により計算した金額の延滞金並びに督促状を発した場合には、督促手数料100円を過怠金として徴収する。
2. 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合にはさらにその徴収金額の10分の4に相当する額を過怠金として徴収する。
 3. 前2項の過怠金は特別の事由があると認める場合に限り理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 土地改良区連合の議員

（議員の定数）

- 第34条 佐渡土地改良区連合の議員の定数は、当該土地改良区連合定款の定めるところによる。

（議員の選出）

- 第35条 この土地改良区が選出すべき佐渡土地改良区連合の議員は、組合員である役員のうちから理事会において選出する。

（議員の失職）

- 第36条 佐渡土地改良区連合の議員がその被選任権を失ったときは、その職を失う。

第 6 章 雑 則

(係及び委員会)

第37条 この土地改良区の事務を分掌させるため規約の定めるところにより理事会の補助機関として係を置く。

2. この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため規約の定めるところにより理事会の補助機関として委員会を置く。

3. 理事会は前2項に規定する係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第38条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2. 前項の加入金の額は10アールにつき金150,000円の範囲内において総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第39条 前条の規定による加入金、法第42条2項の規定による計算により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭同法第3項の規定により徴収すべき仮清算及び換地計画において定める清算金については第33条の規定を準用する。

(基本財産)

第40条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2. 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては規約で定める。

(財産の分配の制限)

第41条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第42条 この土地改良区の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第43条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

付則 (昭和53年12月1日新潟県指令農計第367号)

1. この定款は認可の日から施行する。

2. この土地改良区の設立当時の理事の定数は第16条及び役員選挙規定第2条の規定にかかわらず22名とし、その任期は第1回の総代会までとする。

3. 土地改良法の一部を改正する法律（昭和47年法律第37号）付則第6項の規定により同法による改正後の特別徴収金に関する規定を適用しないとされる土地改良事業の施行に係る地域内の農地の転用に伴い徴収する賦課金については、第28条の規定にかかわらず次のとおりとする。

第4条第1項に掲げる事業のうち国の間接補助事業に係るものであって、当該事業の施行に係る地域内の農地が法第113条の2第2項の規定に基づく、当該事業の工事の完了の公示の日（その公示において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度の到来する以前に知事が指定する場合にあっては、当該指定に係る年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合には、当該事業につき県から交付を受けた補助金の額に相当するものを第24条第1項に規定する賦課金及び夫役現品の算定方式により当該転用に係る農地（以下「転用農地」という）に割りふって得られる額（当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額）の賦課金を当該転用農地につき賦課する。

ただし、転用農地の面積が県知事の指定する面積を超えない場合又は、県知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合には、この限りでない。

付則 (昭和54年11月27日新潟県指令農計第842号)

この定款は認可の日から施行する。

付則 (昭和55年2月26日新潟県指令農計第95号)

この定款は認可の日から施行する。

付則 (昭和56年2月23日新潟県指令農計第57号)

この定款は認可の日から施行する。

- 付則 (昭和57年1月5日新潟県指令農計第5号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (昭和57年7月9日新潟県指令農計第535号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (昭和58年2月15日新潟県指令農計第42号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (昭和58年5月25日新潟県指令農計第324号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (昭和59年12月11日新潟県指令農計第764号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (昭和60年11月12日新潟県指令農計第765号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (昭和61年8月6日新潟県指令農計第356号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (昭和62年2月27日新潟県指令農計第908号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (昭和63年2月8日新潟県指令農計第295号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (昭和63年7月16日新潟県指令農計第295号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (平成元年7月11日新潟県指令農計第253号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (平成2年6月18日新潟県指令農計第231号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (平成2年12月7日新潟県指令農計第527号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (平成3年9月11日新潟県農計第398号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (平成4年4月24日新潟県農計第61号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (平成4年10月5日新潟県農計第480号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (平成5年5月11日新潟県農計第123号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (平成6年4月28日新潟県農計第140号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (平成7年4月28日新潟県農計第101号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (平成7年9月11日新潟県農計第360号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (平成8年12月2日新潟県農計第526号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (平成9年4月16日新潟県農計第39号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (平成10年5月25日新潟県農計第164号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (平成10年11月16日新潟県農計第430号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (平成11年3月29日新潟県農計第714号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (平成11年10月5日新潟県農計第348号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (平成12年5月29日新潟県農計第140号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (平成12年10月12日新潟県農計第343号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (平成13年4月5日新潟県農計第7号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (平成14年4月10日佐振農地第26号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (平成15年3月19日佐振農地第1084号)
この定款は認可の日から施行する。
- 付則 (平成16年3月31日佐振農地第1002号)

- 付則 この定款は認可の日から施行する。
(平成17年3月25日佐振農地第925号)
- 付則 この定款は認可の日から施行する。
(平成18年8月31日新潟県佐振農地第312号)
- 付則 この定款は認可の日から施行する。
(平成19年3月30日新潟県佐振農地第751号)
- 付則 この定款は認可の日から施行する。
(平成20年5月7日新潟県佐振農地第68号)
- 付則 この定款は認可の日から施行する。
(平成21年4月6日新潟県佐振農地第3号)
- 付則 この定款は認可の日から施行する。
(平成21年10月30日新潟県佐振農地第399号)
- 付則 この定款は認可の日から施行する。
(平成22年8月30日新潟県佐振農地第277号)
- 付則 この定款は認可の日から施行する。
(平成23年3月23日新潟県佐振農地第586号)
- 付則 この定款は認可の日から施行する。
(平成24年4月5日新潟県佐振農地第1号)
- 付則 この定款は認可の日から施行する。
(平成25年10月28日新潟県佐振農地第290号)
- 付則 この定款は認可の日から施行する。
(平成26年6月23日新潟県佐振農地第160号)
- 付則 この定款は認可の日から施行する。
(平成26年8月22日新潟県佐振農地第220号)
- 付則 この定款は認可の日から施行する。
(平成27年4月7日新潟県佐振農地第11号)
- 付則 この定款は認可の日から施行する。
(平成28年4月18日新潟県佐振農地第23号)
- 付則 この定款は認可の日から施行する。
(平成30年3月27日新潟県佐振農地第507号)
- 付則 この定款は認可の日から施行する。
(平成30年8月23日新潟県佐振農地第228号)
- 付則 この定款は認可の日から施行する。
(令和元年5月28日新潟県佐振農地第30号)
- 付則 この定款は認可の日から施行する。
(令和2年3月30日新潟県佐振農地第606号)
- 付則 この定款は認可の日から施行する。
(令和2年8月24日新潟県佐振農地第282号)
- 付則 この定款は認可の日から施行する。
(令和3年10月13日新潟県佐振農地第277号)
- 付則 この定款は認可の日から施行する。
(令和4年10月20日新潟県佐振農地第290号)
- 付則 この定款は認可の日から施行する。
(令和6年3月25日新潟県佐振農地第494号)
- この定款は認可の日から施行する。

別表 1

第26条第1項第1号（第4条第1項第1号 維持管理事業）

地区名	賦課方法
藤津川ダム地区	当該地域内の土地につき地積割りで賦課する。
平泉地区	当該地域内の土地につき地積割りで賦課する。
泉東沖地区	当該地域内の土地につき地積割りで賦課する。
泉東沖第2換地区	当該地域内の土地につき地積割りで賦課する。
中興沖地区	排水機地区 地積割りで賦課する。 辰巳線西地区 地積割りで賦課する。 辰巳線東地区 地積割りで賦課する。 未整理地区西 地積割りで賦課する。 未整理地区東 地積割りで賦課する。
千種西郷地区	区画整理地区 地積割りで賦課する。 未整理地区 地積割りで賦課する。
仲之入地区	当該地域内の土地につき地積割りで賦課する。
金井湛水防除地区	当該地域内の土地につき地積割りで賦課する。
川東地区	当該地域内の土地につき地積割りで賦課する。
新保川注水口 (小倉ダム)地区	当該地域内の土地につき地積割りで賦課する。
新保沖水利組合地区	当該地域内の土地につき地積割りで賦課する。
思川水系管理組合地区	当該地域内の土地につき地積割りで賦課する。

別表 2

第27条第2項（県営事業分担金）

地区名及び事業名	地域	負担割合
新貝地区経営体育成基盤整備事業	当該事業地域全域	一律
大和田地区経営体育成基盤整備事業	当該事業地域全域	一律
千種沖地区経営体育成基盤整備事業	当該事業地域全域	一律